

毎月11日は「人権を確かめあう日」です。

子どもの「人権」について考えよう!!

虐待や学校等でのいじめや体罰など、子どもの人権を侵害する事件が全国的に起こっていて、大きな社会問題になっています。

誰に相談すればいいのか、日々ひとりで悩み、苦しんでいる子どもがいます。

子どもにも基本的人権があり、その人権はしっかりと守られなければなりません。



知っていますか？「子どもの権利条約」

子どもの人権を保障するため、国連では「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が1989（平成元）年11月に採択されました。

これにより18歳未満の子どもの基本的人権を国際的に保障するために、世界のすべての子どもが持っている「権利」について定められました。日本は国内の法律等を整える必要があったため遅れて、1994（平成6）年に条約を批准しました。

子どもの権利条約は大きく4つの権利を守るよう、定めています。

- ① 生きる権利 （健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っている。）
- ② 育つ権利 （教育を受ける権利を持っている。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得て、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要である。）
- ③ 守られる権利 （あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守らなければならない。紛争下の子ども、障害を持つ子ども、少数民族の子どもなどは、特別に守られる権利を持っている。）
- ④ 参加する権利 （自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができ、家族や地域社会の一員として、ルールを守って行動する義務がある。）

この条約の主役は子どもたちです。この権利が守られるためには、人々が幸福で平和であることがなによりも重要です。

子どもは人間として大人と同じ権利を持っており、未来を託すかけがえのない大切な存在です。家庭で、地域でこのかけがえのない子どもたちを大切に育てていきましょう。

宇陀市人権啓発活動推進本部

2013.10